スマホサポーター事業実施要領

第１　趣旨

「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会」を実現していくためには、誰もがデジタル化の恩恵を享受することのできる社会に向けた取組みの推進が必要である。

第２　概要

高齢者などのスマートフォン（以下、「スマホ」という。）の取扱いに不慣れな方に対して、支援するため、スマホの使い方をサポートする市民ボランティアをスマホサポーター（以下、「サポーター」という。）と位置づけ、デジタルディバイドの解消に取り組む。

第３　サポーター養成・登録等

　サポーターは、高齢者などのスマートフォンに不慣れな方に対して、その利用方法を支援する取組みのほか、市が開催する講座のサポートを行うものとする。

１　サポーター登録要件

サポーターとなることができる者は、登録時点で次に掲げる要件のすべてに該当する者でなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

⑴　韮崎市が指定する講座・講習を受講した者

⑵　サポーターとしてのスキルを有すると市長が認める者

⑶　地域を支えるボランティア活動に興味がある者

２　有効期間

サポーター登録の有効期間は、申請した年度の年度末までとする。

３　遵守事項

⑴　サポーターは、活動によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。サポーターでなくなった後においても、同様とする。

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

⑶　その他、次に掲げる行為又はそれにあたるおそれのある行為は行わないこと

①　法令に違反する行為

②　犯罪予告、犯罪の指南等、犯罪を引き起こし、又は助長するおそれのある行為、その他犯罪行為に関連する行為

③　故意又は過失を問わず本事業の運営や他の会員の活動を妨害、不利益を与える行為

④　他の会員、申込者若しくは運営事務局又は第三者を誹謗・中傷する行為、プライバシーを侵害する行為及び名誉・信用を傷つける行為その他権利、又は利益を侵害する行為

⑤　サポート活動の実施中における営利行為

⑥　公序良俗に反する等、本制度のサポーターとしてふさわしくない行為

⑦　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定される各業務に該当する行為、又は当該営業に関する情報を第三者に対し、閲覧させる、若しくは発信する行為

⑧　その他、市長が不適切と判断する行為

４　申請手続き等

⑴　登録を受けようとする者は、サポーター登録申込書兼同意書又はオンライン申請により市長に申し込みを行うものとする。

⑵　市長は、上記の規定により申込みがあった場合は、その内容を審査し、必要に応じて面接を行い、登録することを決定したときは、当該申込者を韮崎市サポーター登録名簿に登載し、通知するものとする。

⑶　サポーターは、登録の内容に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。なお、登録を廃止しようとするときは、韮崎市サポーター登録廃止届出書又はオンライン申請により市長に届け出なければならない。

５　サポーターの登録解除

市長は、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

①　「４　申請手続き等　⑶」の廃止届出書の提出があったとき

②　「３　遵守事項」に違反した場合及び行為があったとき

③　申請時の内容に虚為の記載があったとき

④　韮崎市スマホサポーターとして本事業の趣旨に反した活動を行ったとき

⑤　その他、市長が登録を取り消すべき事由があると認めるとき

６　サポーターへの支援等

市長は、サポーターの活動を支援するため、サポーターに対し、必要に応じてスキルアップのための情報を提供するものとする。

７　傷害の補償等

⑴　市長は、サポーターがその活動中の事故により障害を被り、又は第三者に損害を与えたときは、市が加入している保険により、これを補償し、又は賠償するものとする。ただし、当該サポーターの責めに帰すべき事由により傷害を被り、又は第三者に損害を与えたときは、この限りでない。

⑵　サポーターは、事故により被った障がい又は第三者に与えた損害について、韮崎市スマホサポーター活動事故発生報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

⑶　サポーター支援中に発生したトラブル、事故等については、サポーター支援を受けた方と当事者間で解決を図ることとし、韮崎市は責任を負わないものとする。

８　サポーターへの報酬

サポーターへの報酬（謝金、旅費含む）は支給しない。ただし、市長が必要と認める場合は、謝金を支給できるものとする。

第４　サポーター支援申込み等

希望者は、韮崎市まちづくり出前塾から申し込みを行うものとする。

第５　派遣の実施及び結果の報告

サポーターは、サポート支援終了時に、実施アンケートを事務局に提出するものとする。

※電子メールにて提出

第６　その他

　令和７年3月31日改正